

成年後見制度の利用相談から申立支援、親族後見人等の皆さまからの相談をお受けします。お気軽にご連絡ください。

広報・啓発

成年後見制度に関する講演会の開催やチラシの配布など、市民の皆様や関係機関の方々に広く情報発信します。

相談支援

ご本人や家族、ケアマネ、計画相談、施設職員など様々な方から成年後見制度に関する相談をお受けします。状況等により訪問も可能です。

申立支援

電話、来所等で成年後見制度やその利用に関する相談をお受けします。申立てに関わる相談及び支援を行います。※手続きの代行はできません。

後見人支援

親族後見人からの相談をお受けします。相談の内容により、本人や関係者と支援チームを構築し、問題の解決につながるよう支援します。

その他 秩父市社会福祉協議会の権利擁護事業

日常生活自立支援事業 (あんしんサポートねっと事業)

判断能力が不十分な方が福祉サービスを利用するための手続きの支援や日常的な金銭管理を行います。
利用には本人との契約が必要となります。

法人後見人の受任

家庭裁判所の審判により秩父市社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。
受任には、親族で後見人等の候補者がいない、法人で受任することが適当であることなど要件があります。

地域連携ネットワークの構築

福祉や法律、その他専門職と連携し成年後見制度を必要な方が、必要な支援を受けられるよう地域連携ネットワークを構築します。